

災害による県税減免等のご案内

災害により大きな被害を受けられた方には、税金を免除したり、申告、申請、納付等の期限を延ばしたりする制度があります。

◇県税の減免……被害の状況によっては、申請されますと次の県税が減額、または免除される場合があります。

被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2月以内(自動車税環境性能割は申告納付期限から2月以内)に申請する必要があります。

ただし、「特別な事情」がある場合は、この限りではありません。

	減免の対象	減免の内容	必要書類
個人事業税	○被害を受けた年の前年分の所得に係る個人事業税 (被害があった前年分の所得に係る個人事業税が対象)	○事業用資産に1/2以上の損害があり、被害を受けた年の前年分の事業所得が1千万円以下の場合 → 一部又は全額免除 ○住宅又は家財に1/2以上の損害があり、前年分の合計所得金額が500万円以下の場合 → 全額免除	①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」(市町村長又は所管官公署長発行) ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④損害(金額)やその内訳等が確認できる書類
不動産取得税	○被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税 ○被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来していないもの	○不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日から3年以内に代わりの不動産を取得した場合 → 代わりの不動産の税額から被害不動産の被害部分に相当する税額を軽減 ○不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日が納期限以前の場合 → 被害不動産の税額から、被害部分に相当する税額を軽減	①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」(市町村長又は所管官公署長発行) ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④損害(金額)やその内訳等が確認できる書類
自動車税種別割	○被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割	○自動車が使用不能の場合 → 全額免除 ○被害額が自動車の被災前の価額の1/2以上の場合 → 税額の1/2相当額を軽減 ★自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。	①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」(市町村長又は所管官公署長発行) ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④被災自動車の写真(車のナンバーが写っているもの。写真がない場合は理由書が必要) ⑤使用不能の場合は永久抹消登録証明書(やむを得ず一時抹消の場合は申立書も必要。抹消できず解体した場合は解体に係る証明書(使用済自動車引取証明書)が必要) ⑥修理の場合は修理工場の領収書又は請求書(写し)
（環境）軽自動車税	○災害により自動車が滅失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割	○災害により滅失又は損壊した自動車の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6か月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 → 全額免除	①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」(市町村長又は所管官公署長発行) ③被災自動車の写真(車のナンバーが写っているもの。写真がない場合は理由書が必要) ④被災自動車の抹消登録が確認できる書類の写し ⑤取得した自動車の自動車検査証

※損害(被害)額は、保険金等で補てんされる額を除きます。

◇個人県民税……お住まいの市町村で個人の市町村民税が減免された場合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。

(市町村によって、取扱が異なりますので、減免制度の有無や要件等、詳しいことは、お住まいの市町村にお尋ねください。)

◇申告・納付等の期限延長……期限までに、県税についての申告書等の提出や、県税を納めることができないときは、申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限が延長される場合があります。

◇納税の猶予……被災により県税を納めることができないときは、申請により1年以内の期間で納税の猶予を受けられる場合があります。

県税の減免等に関するお問い合わせ先は裏面をご覧ください。

熊本県

災害による県税減免等のお問い合わせ先

次の地域にお住いの方は、県北広域本部 課税課 にお問い合わせください。

相談先の所在地：〒861-1331 菊池市隈府1272-10

相談先の電話番号：税目により担当が異なります。下記をご覧ください。

【お住いの地域】

玉名市 荒尾市 玉名郡(玉東町 南関町 長洲町 和水町)

山鹿市

菊池市 合志市 菊池郡(大津町 菊陽町)

阿蘇市 阿蘇郡(南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 南阿蘇村)

■自動車税の減免など

税 目	担 当	電話番号
自動車税(種別割)の減免	課税第二班	(0968)25-4124
自動車税(種別割・環境性能割)の減免 自動車税(種別割)の申告期限の延長	自動車税事務所	(096)368-4020 〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37

■自動車税以外の税目の減免など

税 目	担 当	電話番号
個人事業税 軽油引取税(申告・納入期限の延長のみ) 産業廃棄物税(申告・納入期限の延長のみ)	課税第一班	(0968)25-4327
不動産取得税 (建物の新築による取得分)	課税第三班	(096)25-4325
不動産取得税 (土地や既存の建物の取得分)	課税第二班	(0968)25-4124

■納税の猶予に関するお問い合わせ先

県北広域本部 収税課 にお問い合わせください。

相談先の所在地：〒861-1331 菊池市隈府1272-10

相談先の電話番号：お住いの地区により担当が異なります。下記をご覧ください。

お住まいの地域	担当	電話番号
菊池市、合志市	収税第一班	(0968)25-4272
荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市	収税第二班	(0968)25-4115
菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡	収税第三班	(0968)25-4116